

委員会点描

今期定例会の常任委員会（総務経済委員会、文教厚生委員会、建設委員会）における議案審査の一部は次のとおりです。

総務経済委員会

本委員会に付託された案件は、議案八件であり、慎重審査の結果、全議案とも原案のとおり可決されました。

議案第68号「狭山市市民健康文化センター条例の一部を改正する条例」の審査では、「今回、時間区分の見直し、料金改定などに関する類似の改正条例案がでていますが、これらの条例がでた理由は」との質疑に「勤労者体育センターの解体にともない、利用者説明会において利用者から時間区分、休館日、昼休みの見直しなどの要望があり、検討の結果、きめ細かく対応していくことになった。」との答弁がありました。

議案第71号「狭山市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例」の審査では、「今回の条例の中で、多目的ホール以外の施設にまで料金改定が及んだ理由は」との質疑に「農村環境改善センター建設以来約二〇年が経つが、この間、一度も見直しがなされておらず、物価の上昇や受益者負担の原則等を考慮すれば、同じ建物の中にある、多目的ホール以外の利用施設を切り離して改定を行うことは難しいと考え、全面的に改正したものである」との答弁がありました。

議案第85号「狭山市営土地改良事業の施行について」



土地改良事業施行予定地を視察

て」の審査では、「本土土地改良事業の受益者数、減歩率は」との質疑に「受益者数は九八名、減歩率については、道路・水路等に要する公共減歩は二・八％、余裕地減歩は五％をみており、合計で七・八％である。」との答弁がありました。

なお、審査に先立ち笹井地区の市営土地改良事業施行予定地の視察を行いました。
また、付託議案の審査のほか、三市消防の統合について、所管事務調査を行いました。

文教厚生委員会

本委員会に付託された案件は、議案一〇件であり、慎重審査の結果、全議案とも原案のとおり可決・認定されました。

議案第69号「狭山市立地域スポーツ施設条例の一部を改正する条例」の審査では、「今回の改正に当たって、利用者の要望や意見は反映されているのか」との質疑に「利用者から二時間単位の利用、時間延長、休館日を減らすなどの要望があり、できるだけ要望に沿いながら、かつ体育館の管理を考慮して改正した」との答弁がありました。



彩の国まごころ国体夏季大会より

議案第74号「平成16年度狭山市一般会計補正予算（第2号）」歳出4款衛生費の審査では、「不法投棄の監視カメラにより不法投棄者を特定した後の警察との関わりは」との質疑に「警察と協議した結果、監視カメラで撮影した映像は、捜査資料となるので、警察は映像資料の提出を受けた段階で捜査を行う」との答弁がありました。

議案第90号「平成15年度狭山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」の審査では、「国民健康保険制度の意義や納税に関するPRについての考えは」との質疑に「毎月、広報に設問形式で制度の内容を掲載しているが、今後も国民健康保険に対する理解を深めてもらい、納税にもつながるような内容のものに努めていきたい」との答弁がありました。
また、付託議案の審査のほか、市立幼稚園の統廃合に関する件について、所管事務調査を行いました。

建設委員会

本委員会に付託された案件は、議案二二件及び第二回定例会から継続審査の議案一件であり、慎重審査の結果、全議案とも原案のとおり可決・認定されました。

議案第72号「狭山市民総合体育館条例の一部を改正する条例」の審査では、「アリーナの利用区分ごとの利用者数の割合はどうか」との質疑に「平成一五年度の実績では、午前が三二・六％、午後が二三・三％、夜間が四五・一％である」との答弁がありました。

議案第91号「平成15年度狭山下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の審査では、「市街化調整区域内での公共下水道の普及率は」との質疑に「認可面積は約二三〇ヘクタールであり、1期、2期事業で整備を実施した面積は約一九〇ヘクタール、残りの約四〇ヘクタールは、平成一八年度までに整備を進める計画である」との答弁がありました。

議案第93号「平成15年度狭山都市計画事業上広瀬土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の審査では、「保留地の処分状況はどうか」との質疑に「平成一五年度末の売却面積は三、五七六平方メートルであり、これは全体の四〇・二％に該当し、売却金額は約三億二、五〇〇万円となっている」との答弁がありました。

議案第96号「平成15年度狭山水道事業会計決算認定について」の審査では、「県水料金の動向はどうか」との質疑に「現在の単価は一立方メートル当たり六一円七八銭であり、埼玉県からは平成一六年度は単価改定の予定はないとの回答を得ている」との答弁がありました。

なお、審査に先立って、市道の路線の認定・廃止箇所の視察を行いました。また、付託議案の審査のほか、閉会中特定事件の「河川の管理及び改修状況について」審査を行いました。



市道路線の認定、廃止箇所を視察

市民の理解が

合併のカギ

伊藤 彰 議員
(未来フォーラム)

◆合併市民説明会を終えて、市長の見え方がでしうか。私には、合併協議会の役割について理解していない方ほど強い反発をされているように見受けられました。協議会の役割は、両市の代表者が新しい市の在り方を検討・協議し合意することであり、その中で初めて合併市の具体的な実像が明らかになるのですが、今回の説明会では、協議中ということで市長も踏み込んだ説明ができなかったと思います。

今回の成果を踏まえ、市民の様々な疑問に答えながら、市長のリーダーシップに期待したいところですが、「既成事実の積み重ね」といった誤った認識を払拭するためにも、最終判断に際し、全有権者を対象にした意識調査の実施を提案します。

市長 第一回市民説明会は協議内容の中間報告であったことから、より具体的な説明を求める要望等が数多く出されたが、今後開催される第二回市民説明会等では、その要望等に応じられるものと考えている。今後も説明責任を果たしていくため、直接市民に合併の必要性を訴えていくとともに、合併

協議会の役割についても理解してもらえよう努力していく。

市民の意思確認については、新市全容が明らかになった段階で実施すべきと考えるが、その方法については、現在協議会で(1)アンケート調査等実施せず総合的に判断(2)アンケート調査の実施(3)住民投票の実施の三案で協議しており、その協議結果を尊重したい。

◆**三市(狭山市・入間市・所沢市)消防の広域化について**

常備消防の充実強化は必要なことですが、現在取り組んでいる行革の視点から検討を重ねた上で取り組んでいたきたい。三市統合による市の財政負担や損失の切身、経常的な支出の改善面を十分考慮し、そのまともを早期に具体的数値も含め、議会にお示しいただきたい。

消防長 三市消防の広域化に関する実施計画を平成一六年中に策定する予定である。



狭山市の消防本部

「市民協働」の まちづくりを

栗原 武 議員

(未来フォーラム)

「市民協働」とは「市民参加」を一歩進めて「自分たちのまちは自分たちで考え、作っていかう」という市民の自主的な行動のもとに、市民と行政が良きパートナー（一方的にサービスが提供されるような関係を越えて）として連携し、それぞれ自らの知恵と責任において地域社会を創造していくことでもあります。

地方分権の時代にあつては、より多くの分野で極めて細かい、質の高いサービスが求められてきます。今後は、行政サービスの本来の在り方、守備範囲の見直しを図るとともに、行政と市民との役割分担を明確化し、市民、事業者、NPO（民間非営利組織）との協働を推進して、行政ではカバーできない新たな領域でも、サービスの提供ができるようにしていく時代であります。

そうした中、「市民協働」に関する基本的な考え方をお聞きします。

◆行政のパートナーやNPOに地域社会等への新たな担い手として活躍していただく必要があると思うが、どのような考えで取り組んでいくつもりか。

市長 多様化する市民ニーズに応じた行政サービスを提供していくため、市民やNPO等と役割分担を行い、まちづくりを進めていくことが重要であると考えている。その考えを具現化するため、地域のまちづくり活動拠点として、市内八地区に地区センターを設置したところである。

◆職員自身が協働に対する認識を深め、行動をしていくことが大切であると考えるが、職員研修の取り組みは。

市長 市民との協働や政策形成能力向上のための研修を行い、市民の視点に立った施策を実現していく創造性と行動力を持った職員を育成していく。◆市民協働を動機づけるような具体的な支援策は。

市長 これまでNPO団体設立に関する講演会等を開催し、市民意識の熟成に努めてきた結果、現在市内に八団体設立されている。引く続き、設立の支援をしていきたい。

◆（仮称）市民参加と協働のまちづくり条例の制定への取り組み状況は。

市長 現在、庁内の検討委員会で慎重に検討を進めている。

◆市としては今後どのような分野、どのような施策について検討するのか。

市長 環境保全活動等の分野で、既に市民と協働しながら取り組んでいる例がある。今後も元気で活力に満ちた狭山を築いていくためにも、協働のまちづくりを実践する仕組みづくりに取り組んでいきたい。

行政改革・ゴミ問題

吉池 美耶子 議員

(未来フォーラム)

◆パブリックコメント制度導入

現在、行財政改革進行中であるが、政策立案や見直しは、市民とともに考え、作り上げていく協働が求められる。その手法のひとつであるパブリックコメント制度は改革プランの個別行動計画に位置づけられ、平成一六年度実施となっているが早急に制度導入を。

総合政策部長 調査等を含め、慎重に検討していく。

◆幼稚園統廃合について

①当初、市立幼稚園全廃としていた方針を撤回されるに至った経緯は。今回示された三園の廃園理由は経済面のみを重視している。自然環境、地域とのつながりや拠点としての役割、保護者が置かれている状況、障害児の受け入れ体制、交通の利便性等総合的に評価すべきではないか。

②当事者を入れた狭山市の幼児教育を考える検討会等を立ち上げ、統廃合、幼保一元化も視野に入れた議論を。

③将来の狭山市の幼児教育についてのお考えは。

教育長 ①私立幼稚園の受け入れ体制等を総合的に判断した結果である。

廃園後の園舎の活用方法は住民の意見を踏まえ、幼保一元化事業の実施等検討していきたい。②既に設置し、市立幼稚園統廃合について意見を伺ったところである。③教育内容の充実等を目指していく。

◆ゴミ減量・リサイクルについて

①様々な手法で、ゴミ減量に取り組んでいるが、ここ数年、焼却量が減っていない。平成二二年度、三〇パーセントのリサイクル率目標達成のための今後の進め方は。

②今や世界の潮流は脱焼却、脱埋め立てである。更に高い目標としてゼロウェイスト（ゴミをなくす）を目指しては。

③廃棄物減量等推進委員が、ゴミ減量のための具体的な活動ができる環境づくりをお願いする。

環境部長 ①廃プラスチック類分別回収の市内全地区への拡大等によって達成したい。②機会をとらえて検討したい。③推進委員が活躍できる環境を整えていきたい。



分別すればゴミが減る

問 質 般

前向きに率直に 合併を話し合おう

高橋ブラクソン久美子議員
(無所属)

◆合併後のビジョンを伺いたい

①合併協議の中で新市のビジョンが見えてきませんか。市長自らビジョンを明確に提案したらいかがでしょうか。

②市長の文化都市、平和都市、健康推進都市、環境都市に関するお考えは？私は、特にお茶を前面に出した博物館、特色ある図書館づくりをすることで、文化都市として近隣のものと差別化するべきであると思います。

③協議会で協議していない事務事業調整の進捗状況はいかがでしょう。

市長 ①創造性豊かな市民文化創出が図れるまちづくりを目指したい。②市民文化の推進、恒久平和の確立、市民の健康保持増進、資源循環型社会の熟成が必要と考える。③専門部会等で順次調整を行っている。

教育長 ②博物館等は合併協議会の協議結果を踏まえ対応していく。

◆開かれた学校と学校評議員制

学校評議員制が導入されました。どのような活動をし、どのように意見を取り入れているのでしょうか。女性評議員のいない学校がありますが、女性も登用するべきではありませんか。

教育長 校長の求めて会議を開催し、学校運営に関して助言をいただいている。今後、評議員には女性も含めるよう指導していく。

◆合併を機に自校給食実施を

学校給食センターの建設で、民間資金によるPFI導入調査の進捗状況はいかがでしょうか。合併を機に小学校での自校給食方式を実施してはいかがでしょうか。

教育長 分散方式によるPFI導入調査の結果を見極めていく。

◆次世代育成支援計画と子育て施策

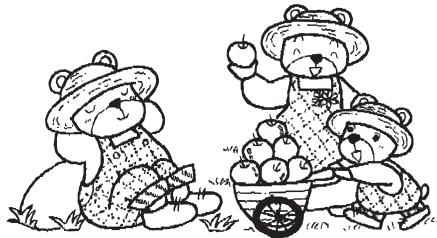
特定事業主である市や三〇一人以上の労働者を雇用する事業主に策定が義務づけられる次世代育成支援計画の策定状況はいかがでしょうか。男女共同参画での子育て施策、特に父親を参画させる手立てについてお伺いします。

総務部長 市の計画の基本的枠組みを検討しているところである。

市民部長 事業所でも支援対策に取り組みよう

周知を図っていく。

福祉部長 両親学級等、父親が参加しやすいよう条件整備を図っている。



一 般 質 問

合併問題 指定管理者制度について

猪股嘉直議員
(日本共産党)

◆合併の市民説明会が開催され、多くの市民が、不安を述べ、住民投票の実施を求めている。

(1)「合併協議会だより」の第4号では、「市町村合併は、みんなが今より幸せに暮らせるようにすることが目的」と。合併の是非も協議しないで、なぜこのように言えるのか？

(2)また、「協議会だより」では多くの協議会が破綻している中、「市町村合併」が進んでいます」と記述。そのように言える状況か？

(3)「合併に関する市民フォーラム」のパネラーは両市長と県の役人、西東京市の職員。合併推進の立場の方のみ。「フォーラム」とは「公開の討論会」の意味。中身の再検討を。

(4)国保は、人間市に合わせることで決まり、狭山市民の国保は一世帯平均、五、九七三円の増額。「サービスは高く、負担は低く」の基準に逆行。そのほかの事業は合併を決めた後に調整するものが多い。議員も市民も合併の是非の判断が困難。協議期間の延長を。

市長 (1)自分たちの住むまちを良く

していく方策の一つとして、合併を協議していることを示したものである。(2)合併協議が進んでいる状況を含めて、市町村合併は進んでいると認識している。(3)参加者との意見交換も予定している。(4)合併後に再編予定の項目は、計画的に調整を進め、合併後のより早い時期に具体的な形を市民に提示したいと考えている。

◆公共施設を株式会社など営利法人に管理運営を任ずることのできる指定管理者制度を導入。当市で対象になる公共施設は社会福祉会館(写真)などがあるが、ほかにもどのようなものがあるか？
・この制度は市民の税金でつくった施設を民間の利益追求の場にするものだが、実施に向けての作業の到達は？

総務政策部長 対象施設は福祉施設、体育施設、社会教育施設等、六八施設である。現在、指定管理者の公募から管理までの事務マニュアル作成等を行っているところである。



公の施設が指定管理者制度の対象